

鎌倉市農業委員会 令和 7 年度 第 8 回総会 次第	
日 時	令和 7 年（2025 年）11 月 26 日（水）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	秋山事務局長補佐・植竹事務職員
議長（平井会長）	定刻になりました。それでは、只今から総会を開会いたします。
事務局（秋山補佐）	議長。事務局長の太田から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、10 番 飯田委員、11 番 郷原委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、2 番 石原委員、5 番 小川委員に お願いします。
議長（平井会長）	次に、日程第 1、報告第 21 号、農地法第 3 条の 3 の規定による 届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いた します。 事務局から報告をお願いします。
事務局（秋山補佐）	議長。日程第 1、報告第 21 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届 出の受理の決定に関する専決処分について、1 件まとめてご報告し ます。 以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出に ついて、10 月 11 日から 11 月 10 日までに受理し、処理した案件につい て報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～3 ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 7 年 3 月 25 日に相続により届出者が所有権を取得 し、令和 7 年 10 月 27 日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長（平井会長）	次に、日程第 2、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告につい て、7 件、報告いたします。

	事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について10月11日から11月10日までに受理し処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の4～13ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。 4ページの番号1と、7ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年10月28日に専用住宅へ転用のため、令和7年10月16日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号2と、8ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月10日に資材置場及び駐車場へ転用のため、令和7年10月27日に専決処分いたしました。 続きまして、4ページの番号3と、9ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月10日に資材置場及び駐車場へ転用のため、令和7年10月27日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号4と、10ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月24日に専用住宅へ転用のため、令和7年10月27日に専決処分いたしました。 続きまして、5ページの番号5と、11ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月10日に専用住宅へ転用のため、令和7年10月27日に専決処分いたしました。 続きまして、6ページの番号6と、12ページの整理番号6の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年11月10日に駐車場へ転用のため、令和7年10月31日に専決処分いたしました。 続きまして、6ページの番号7と、13ページの整理番号7の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和7年12月7日に専用住宅へ転用のため、令和7年11月10日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第3、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、10月11日から11月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。資料につきましては、送付資料の14～18ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 14ページの番号1と、16ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和8年2月1日に専用住宅へ転用のため、令和7年10月31日に専決処分いたしました。 続きまして、14ページの番号2と、17ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年12月25日に倉庫へ転用のため、令和7年11月6日に専決処分いたしました。 続きまして、15ページの番号3と、18ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和7年12月25日に倉庫へ転用のため、令和7年11月6日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第28号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、議案第28号、相続税の納税猶予に関する適格者

	証明について、ご説明いたします。資料は19ページ～21ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料19ページの議案書及び20ページ、21ページの議案第28号参考資料をご覧ください。 本案件は、被相続人の死亡により令和7年3月25日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 当該地については、継続して適切に維持・管理していくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 なお、本件以外に相続税の納税猶予に関する適格者証明について議案が2件あり、重複している内容についての説明は、割愛させていただきます。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12番(市川委員)	議長。12番。11月17日(月)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、大根、ナス等の作付けが行われておりました。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。

	議案第 28 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 28 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 29 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 5、議案第 29 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 22ページ～24ページの資料をご覧ください。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料22ページの議案書及び23ページ、24ページの議案第29号参考資料をご覧ください。 本案件は、被相続人の死亡により令和 7 年 6 月 8 日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 当該地については、継続して適切に維持・管理していくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1 番(関根委員)	議長。1 番。11 月 17 日(月)午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、大根、里芋等の作付けが行われておりました。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 29 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 29 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、議案第 30 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。

	事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 6、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 25ページ～26ページの資料をご覧ください。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化区域内の生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料25ページの議案書及び26ページの議案第30号参考資料をご覧ください。 本案件は、被相続人の死亡により令和 7 年 6 月 8 日に相続が発生したことに伴い、相続人から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 当該地については、継続して適切に維持・管理していくことを確認しており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12 番 (市川委員)	議長。12 番。11 月 17 日 (月) 午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、夏みかん、ゆず等の作付けが行われておりました。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 30 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 30 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、議案第31号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 7、議案第31号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 27 ページの議案書、28 ページの参考資料をご覧ください。

	本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 28 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。斜線地が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、150 日となっています。なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1 番(関根委員)	議長。1 番。11 月 17 日(月)午前 9 時 30 分より、市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 31 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 31 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 8、議案第 32 号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 7、議案第 31 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 27 ページの議案書、28 ページの参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求められているものです。 促進計画については、市が計画案の作成及び農業委員会への意見聴取を行い、当該計画案を受けた農業会議が、必要に応じて利害関係人からの意見聴取を踏まえ計画を策定します。策定された

	促進計画は、審査・認可を経て公告されます。 送付資料 28 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 斜線地が現在周辺で耕作している土地です。 期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、150 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12 番(市川委員)	議長。12 番。11 月 17 日(月) 午前 9 時 30 分より、関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされて作付けの準備が行われておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 32 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 32 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 9、議案第 33 号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第 9、議案第 33 号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。お手元の送付資料 31 ページの議案書、32 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 32 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、350 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の関根委員から補足説明をお願いします。
1 番(関根委員)	議長。1 番。11 月 17 日(月) 午前 9 時 30 分より、市川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ブロッコリー、カリフ

	ラワー等が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 33 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 33 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第10、議案第34号、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第10、議案第34号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 33 ページの議案書、34 ページの参考資料をご覧ください。 送付資料 34 ページの太枠内の土地が本件の対象地となります。 期間は令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。 転借人 1 名の農作業に従事する日数は、300 日となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12 番 (市川委員)	議長。12 番。11 月 17 日(月)午前 9 時 30 分より、関根委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ブロッコリー、キャベツ等が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 34 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

事務局(植竹)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第34号は承認されました。 議案第31号から第34号につきましては、「農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト」を農水課へ回答する必要がありますので本日配布しました議案第31～34号回答案のとおり農水課へ提出することとします。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第35号、鎌倉農業振興地域整備計画見直し案に対する意見について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。 議案の説明に入る前に、農業振興地域、以下「農振地域」について、説明いたします。農振地域とは今後、概ね10年以上の農業上の利用を確保すべき土地と施策について、総合的に農業振興を図るべき地域を指し、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。 鎌倉市においては、関谷・城廻の市街化調整区域が昭和48年度に指定されています。 農振地域に指定された土地は、農業のために利用する土地として位置づけられ、地域内の生産基盤等の整備に対し、国等の補助金が優先的に投入される一方、農業以外の用途への転用は厳しく制限されることになります。 それでは、日程第11、議案第35号、鎌倉農業振興地域整備計画見直し案について説明いたします。 農業振興地域整備計画、以下「整備計画」と言います。とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化を計画的に推進することを目的に市町村が定めるものです。 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項で次の項目を定めることとなっています。 1 農用地等として利用すべき土地の区域及び用途区分（農用地利用計画） 2 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項 3 農用地等の保全に関する事項 4 農業経営の規模の拡大、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 5 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 6 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 7 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、4の事項と相まって推進するもの。 8 農業構造の改善を図ることを目的とする生活環境施設の整備に関する事項

	の全8項目となります。 当初の整備計画は、昭和48年度に策定されました。その後、概ね5年ごとに基礎調査を行い、調査の結果、計画を変更する必要がある場合に見直しを行うこととなっており、昭和61年度、平成8年度、平成30年度に計画の見直しを行いました。 今般、計画の見直しを行なうにあたり、市長から意見を求められているものです。以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「あり」の声)
議長(平井会長)	農業振興地域の整備計画での区画整理事業については、農地所有者や耕作者に農地の接道状況等を確認しながら優先順位をつけて、実施をお願いしたい。まずは、農業用水の確保、排水施設の整備を中心とした、かんがい施設を先行して建設するなどの検討についても合わせてお願いしたい。最後に、区画整備事業により、効率性、利便性が向上することが期待されるが、土地の面積が従前より少なくなることや休業を余儀なくされることが想定されるため、営農補償等も考慮のうえ、適切に進めていただきたい。
議長(平井会長)	以上のことを踏まえ、農業委員会から市への意見書に係る事務手続きについては事務局で対応をお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程第12、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第12、その他、諸般の報告について、6件、報告いたします。 諸般の報告1、令和7年度神奈川県農業会議農政活動協力金(賛助会費)の募金集めについて、ご報告します。 資料の配付はございません。 委員の皆さまには、お忙しい中、集金にご協力をいただき、ありがとうございました。 今年度は、合計188件112,800円を集めることができました。 集計した協力金については、12月に湘南地区農業委員会連合会へ振込みを予定しています。 ご協力、ありがとうございました。 次に、諸般の報告2、令和7年度湘南地区農業委員会連合会研修会の開催について、ご報告します。 10月の総会で開催日時等はお伝えしていますが、改めてご案内します。12月1日(月)午後2時から、藤沢商工会館ミナパーク6階で、最近の農政情報、遊休農地解消事例等についての研修が予定されています。当日は現地集合、現地解散となりますので宜しくお願いいたします。

事務局は植竹職員が出席予定となっております。

次に、諸般の報告 3、農地相談会の結果及び次回の開催日程について、報告いたします。

今年度 2 回目の農地相談会を 10 月 29 日（水）に J A さがみ玉縄支店で実施しました。

最適化活動の一環として、農業委員の方にも 1 名参加をお願いしており、落合委員に参加していただきました。

相談件数は 1 件で、特定生産緑地に指定されている農地を今後、継続して適切に管理していくことができるのか不安があり、特定生産緑地を解除できるのであれば解除したいとの相談がありました。

生産緑地の解除可否については、都市計画課に確認していただくようご案内し、今後、必要に応じて相談者から連絡が入ることとなりました。

次回の農地相談会は、1 月 29 日（木）を予定しておりますが、議席番号の後ろから順として、小川委員にお願いしたいと思います。近くになりましたら、改めてご連絡いたします。

次に、諸般の報告 4、農地パトロールの結果報告について、報告いたします。

農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農地パトロールを 9 月 30 日（火）に農業委員 4 名、農業委員会事務局 2 名、開発審査課 2 名、都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 10 名で実施しました。

違反地については、「諸般の報告 4 参考資料」のとおりです。

①の [] の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は [] の社長から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、詳細な確認はできていない状況です。

② [] 及び③ [] 所有地について、特段前回のパトロールから現状の変化は見られませんでした。

次回の農地パトロールは、3 月頃に、実施予定です。

対象の委員は、12 番 市川委員、13 番 平井委員、1 番 関根委員にお願いします。なお、実施の通知につきましては、日程が確定次第、共有させていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告 5、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。

11 月 25 日（火）に関谷の圃場にてジャガイモの収穫作業を行いました。作業に御協力いただいたみなさま、ありがとうございました。

今後の活動については、12 月、1 月の活動は中止とさせていただきます。2 月の活動は B グループ（平井委員、小泉委員、飯田委員、小川委員）で、草刈り等の除草作業を予定していますが、詳細につきましては 1 月総会でお伝えいたします。

	また、今後の遊休農地の活動場所について、ご報告です。 資料につきましては「諸般の報告5 参考資料」をご覧ください。 サツマイモやジャガイモの収穫作業を行った、「1750・1751」については、借りたいと意向を示している方が見つかったので、2月または3月から、農業会議を通じた貸借がスタートする予定です。今後は、「1749」について、重点的に解消活動を行うこととなります。 皆様、引き続き、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 次に、諸般の報告6、今回は、12月24日（水）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和7年度第8回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	平井 保男
議事録署名委員 10 番	飯田 亜希子
議事録署名委員 11 番	郷 正 一